

傍聴される方へ

公正な議会運営を行うため、以下のような制限を設けています。
傍聴者がお互いに快適な傍聴ができるよう、ご理解・ご協力をお願いします。

○傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 1 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 2 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- 3 携帯電話等の電源は切ること。
- 4 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- 5 飲食又は喫煙をしないこと。
- 6 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 7 前述のもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

○写真、映画等の撮影及び録音等の禁止

傍聴席では写真等の撮影及び録音等は原則できません。

○傍聴席に入ることができない者

次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 1 銃器その他危険な物を持っている者
- 2 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- 3 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- 4 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- 5 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（議長の許可を得た者は除く）
- 6 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- 7 酒気を帯びていると認められる者
- 8 異様な服装をしている者
- 9 前述のもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 10 児童及び乳幼児（保護者とともに親子優先席を利用する場合、又は議長の許可を得た場合は除く）